

サバルタンの声と世界市民の自由

近堂, 秀 / KONDO, Shu

(出版者 / Publisher)

法政大学文学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Bulletin of the Faculty of Letters, Hosei University / 法政大学文学部紀要

(巻 / Volume)

83

(開始ページ / Start Page)

59

(終了ページ / End Page)

71

(発行年 / Year)

2021-09-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00024746>

サバルタンの声と世界市民の自由

近 堂 秀

1. 理性の暴力という問題

かつてハンナ・アーレントは、次のように証言した⁽¹⁾。アドルフ・アイヒマンは、法には例外がありえないとする点で、一八世紀ドイツの代表的な哲学者であるイマヌエル・カントに従っていた。人の自然な欲望と傾向は殺人に向かう場合もあるが、文明国の法は良心の声が「汝殺すべからず」と誰にも語りかけることを仮定している。殺戮の組織者もまた殺人が大多数の人の正常な欲望と傾向に反することをよく知っていた。しかし、ヒトラーの国の法は良心の声が「汝殺すべし」と誰にも語りかけることを要求し、悪は人が悪を識別する誘惑という特性を失った。ドイツ人やナチスの多くは、殺したくない、盗みたくない、自分の隣人を死に追いやりたくない、そこから自分の利益を得てこれらすべての犯罪の共犯者になりたくないという誘惑を感じていたが、誘惑に抵抗する仕方を学んだ。アーレントによれば、アイヒマンは、理性によって誘惑に抵抗し、悪を悪としない仕方をカントの哲学思想から定言命法として学んだのである。本来は善をもたらすべき理性が悪を悪とせず、むしろ暴力となってしまったのはなぜか。

本稿では、筆者は、理性の暴力を免れるためにはどうすべきかという、現代のグローバル化でさらに深刻になりつつある問題について、改めて理性のあり方に注目して考えてみたい。アーレントは、自身の思想展開では、カントの『純粹理性批判』（第一版 1781 年、第二版 1787 年）と『実践理性批判』（1788 年）における「人間（Man）」という普遍主義のパースペクティブを退けながらも、『判断力批判』（1790 年）における「人々（Men）」という多元主義のパースペクティブには積極的な意義を見いだすことになった⁽²⁾。筆者もまた、定言命法という自由の形式を明らかにしたカントの哲学思想の内に暴力を免れる理性のあり方を探り当てるために、ユルゲン・ハーバーマスによる理性の公共化、ガーヤットリー・チャクラヴォルティ・スピヴァクによるポストコロニアル理性批判とカントの世界市民主義との関係を検討する。結論を先取りするならば、本稿は、グローバル化時代における人間の理性のあり方として、従属的な階級にある「サバルタンの女性（the subaltern woman）」の声を聴こうとするところに世界市民の自由を認めることになるであろう。理性の暴力を免れる可能性は、人間の理性がみずからを批判する理性そのものの力に求められなければならない。

2. 理性の公共化とポストコロニアル理性批判

(1) 超越論哲学の変換における理性の公共化

ハーバーマスは、カントの哲学思想の内に「公開性 (Publizität)」の原理を見だし、討議倫理学を展開するなかで超越論哲学の変換として理性の公共化を試みる。筆者はまず、ハーバーマスによる理性の公共化を検討する。

ハーバーマスは、カントの哲学思想の法哲学的意義を検討し⁽³⁾。さらに討議倫理学を展開するなかで⁽⁴⁾カントの道徳哲学を「手段」として用いようとする⁽⁵⁾。討議倫理学では、規範の妥当要求を可能とする原則 (D) のもと、カントの道徳哲学における定言命法が道徳的論議の手続きに代わり、実践的討議では論議規則の役割を果たす普遍化原則 (U) へと位置を引き下げられる。ハーバーマスによれば、討議倫理学とカントの哲学思想は、次の三点で異なる。第一に、討議倫理学は、英知的なものと現象的なものという二世界説を放棄し、二つの世界の断絶がコミュニケーション的日常実践の内部で反事実的仮定の事実的な力に認められる緊張へと和らげられる。第二に、討議倫理学は、内面的なモノローグによるカントのアプローチを克服し、利害関心の一般化可能性の了解を間主観的な公的討議の結果にのみ期待する。第三に、討議倫理学は、カントが理性の事実という暗示をもって回避した、道徳の基礎づけの問題の解決を要求する。

カントは、「世界市民的見地における普遍史の理念」(1784年)では「自然の意図 (Naturabsicht)」による歴史の進歩を語ったと同時に、『啓蒙とは何か』(1784年)では理性の「公的使用 (öffentlicher Gebrauch)」を主張し、『永遠平和のために』(1795年)では公開性を基準とする公法の超越論的定式を明らかにした。これに対してハーバーマスは、「市民的公共性 (bürgerliche Öffentlichkeit)」の社会科学的分析に従って、次のように指摘する。カントは、自由主義者の信頼を共有していたので、政治を道徳の問題と見なしうるような法状態が自然の強制によりもたらされると考えた。しかし、カントは、みずからの哲学体系の中心にある英知的なものと現象的なものという区別を政治哲学では整合的に貫徹させることができない。また、自然という法状態の基盤が疑わしいならば、カントが道徳的な政治の前提とした合法的な状態の成立が改めて政治の内容と課題になる。しかし、カントは、政治を道徳法則と合致させるべき公共性をみずからの哲学体系の内部では解釈することができない。したがって、カントの政治哲学における「公式のヴァージョン」と「非公式のヴァージョン」とが区別されなければならない。カントの公式の政治哲学によれば、自然の強制のみから世界市民的秩序が生じ、法学が政治的な行為を道徳的な行為の仕方でも導出する。これに対してカントの非公式の政治哲学によれば、政治が合法的な状態を成立させようとして、自然の強制と道徳的な政治の両方から世界市民的秩序が生じる。もっとも、政治はそのまま道徳的なものとしては把握されえないので、法、権利と政治を合致させる公開性のもと、理性の公的使用によって誰もが自由に議論する公共性が政治と道徳を媒介しなければならない。ハーバーマスは、このように指摘したうえで、カントの歴史哲学における公共性の概念の社会学的

前提条件として、自由競争における商品所有者の社会関係への依存を明らかにする。

筆者の見るところ、ハーバーマスは、カントの哲学体系における形而上学的な二世界説と公式の政治哲学から非公式の政治哲学を切り離しつつ、理性の暴力を乗り越える理性の公共化というあり方をカントの歴史哲学に求めている。ロナルド・ベイナーによれば⁽⁶⁾、アーレントとハーバーマスは、両者とも判断力に関する理論のモデルをカントに期待しているが、アーレントが真理から判断を区別し、ハーバーマスが理論と実践の統一を目指すところで異なる。もっとも、アーレントが真理による合意の強制を退け、ハーバーマスが方法論として仮説性や可謬性を強調するさい、アприオリ性と超越論的という概念を放棄するところは同じである。アーレントとハーバーマスにとっては、魂、世界、神という形而上学の対象と自然科学の対象を物自体と現象として区別するカントの哲学体系は、理性の暴力を乗り越えるためには切り捨てられなければならないのである。

(2) 自由概念の脱構築におけるポストコロニアル理性批判

他方、スピヴァクは、カントの理性批判とポストコロニアル言説との共犯関係に対して、自由概念の脱構築としてポストコロニアル理性批判を試みる。続いて筆者は、スピヴァクによるポストコロニアル理性批判を検討する。

スピヴァクは、土着の知識という名目で情報を引き出される「ネイティヴ・インフォーマント (Native Informant)」の姿を哲学、文学、歴史、文化の内に追跡する過程⁽⁷⁾で、カントが『判断力批判』で反省的判断力を引き立たせるための消極的な事例としてネイティヴ・インフォーマントを必要としたことを指摘する。スピヴァクによれば、カントの理性批判は、テレコミュニケーションの情報技術が「生の海賊行為 (biopiracy)」を進める状況ではポストコロニアル言説との共犯関係にあり、西洋による他者の排除と新たな植民地主義のもとで知の生産へと奉仕している。ジャック・ラカンの精神分析の方法を用いるならば、次の二点を指摘することができる。第一に、カントが『判断力批判』で展開した崇高論では、崇高なものは人間が合理的な意志に近づくための「代補 (Ergänzung)」であり、崇高なものを判定する反省的判断力は文化を必要とするが、文化によっては産出されない。第二に、『判断力批判』における目的論的判断力の批判は、カントの哲学体系における閉域の内部であると同時にその外部でもあり、そこで理性が常に欠如に留まらなければならないものを代補するように規定されている。要するにカントは、理性の主体には自由を認識する能力を与えず、みずからのテキストを仮象の体系の影響下に置いて仮象を暴露したのである。

カントは、『判断力批判』の付録「目的論的判断力の方法論」の末尾では、次のように述べている。「これ〔＝超感性的なものの理念を規定する力がある原理〕には単なる思弁の哲学は絶望しなければならない（それが与えることができたのは自由についても単に消極的な概念であった）。したがって、自由概念は（すべての無制約的＝実践的法則の根本概念として）、その内にあらゆる自然概念（理論的な）が希望なく制限されたままであらねばならない限界を超え、理性を拡張することができる」（V, 474）。スピヴァクは、自然の無限性の深淵が自由概念の無限界性として再記述された一つの例として、

この箇所を読む。自然と自由とが一つにまとめられ、哲学自体が崇高なものの例となりうるのは、目的論的判断力の批判でのみ、哲学体系の外部にある未規定な、美しいものについてではないが美しいものの議論を架橋する「(非在の) 一場所 ((no) -place)」でのみである。しかし、カントは、崇高なものを崇高とするのは、「すり替え (subreption)」による不適合の代補だと示さざるをえない。哲学が崇高なものの内で主体の役割を遂行しうるのは、カントの立場では実践の見地でのみであり、『判断力批判』全体は実践の見地の不安定さに関する「コメンタリー」であり続けてきた。スピヴァクは、このように指摘したうえで、自由概念の「喩法論的=転義論的脱構築 (tropological deconstruction)」の反復によってのみ、「主体そのものの内部にありながらも認められていない差異化が、どのようにして表立った仕方でもカントのテキストを動かすか」を見てとることができると主張する。

筆者の見るところ、スピヴァクは、カントの崇高論におけるポストコロニアル言説として、人間の崇高さを自然の崇高さとすり替えるという文化的に開化された者だけが陥る誤謬と、野蛮な人間が理性批判のなかでは主体として位置づけられていないというそこから生じる帰結を明らかにしている。さらにアーレント、ハーバーマスと比較するならば、カントの哲学思想の政治哲学的解釈か、変換か、解体かという論争点を指摘することもできる。もっとも、スピヴァクは、カントが『判断力批判』で「詐取 (Subreption)」概念を用いたさいに自然概念の領域から自由概念の領域への「移行 (Übergang)」に狙いがあったことを素通りしているのみならず、アーレントやハーバーマスが着目するカントの多元主義や歴史哲学についても考察していない⁽⁸⁾。スピヴァクにとっては、物自体と現象の二世界説に従って人間の自由の可能性を主張するカントの哲学体系は、仮象の体系として理性の暴力をもたらすにすぎないのである。

3. サバルタンの声を聴くための可能性の条件

これに対してスピヴァクは、西洋の言説とサバルタンが語る可能性との関係を分析し、第三世界の主体のよりラディカルな脱中心化への可能性をカール・マルクスとジャック・デリダに見いだす。そのさいにスピヴァクは、イギリスが「サティー (sati/suttee)」と呼ばれるインドにおける寡婦殉死の儀式を廃止した「異常にパラドキシカルな状態」について考察している⁽⁹⁾。

スピヴァクによれば、ミシェル・フーコーやジル・ドゥルーズの近代主体批判は、地政学的な観点から見るならば、「西洋という主体あるいは主体としての西洋を維持しようという利害関心の欲望からの帰結」に他ならない。そもそもマルクスが構築したのは、「分割されて脱臼させられた主体 (divided and dislocated subject)」というモデルのみである。しかし、エピステーメーの暴力として、遠隔的に編成された広範囲の異種混交的なプロジェクトがコロニアル主体を他者として構成し、さらに他者の不安定な「主体・性 (Subject-ivity)」の痕跡を非対称的に抹殺する。例えばイギリスによるヒンドゥー法の法典化事業の遂行には、現実の説明とナラティヴが規範的なものとしてどのようにして確立されたかが見て取られる。フーコーやドゥルーズの考えでは、エピステーメーの暴力によって画された圏域の

「余白 (margin)」にいる文字の読めない小作農、部族、都市のサブプロレタリアートで最下層の男女は、連合のポリティクスを通じた連帯への途上で自分たちの制約を語り知ることができるとされる。これに対してスピヴァクは、次のように改めて問い直す。すなわち、社会化された資本から離れた労働の国際的分業のもう一方の側で、以前の経済的なテキストを代補する帝国主義の法と教育というエピステーメーの暴力の圏域内とその外にあって、サバルタンは語ることができるのか、と。自民族中心主義に対する余白として他者を構成しようとするヨーロッパ的な主体の傾向は、ロゴス中心主義的、グラマトロジー的な努力のすべてを伴った問題として位置づけられる。デリダは、このように考え、思考ないし知識の主体を引き下げるためにテキストの「空白部分 (blank part)」に思想があると訴える。とすると、テキストに書き込まれている空白によって、ポストコロニアルの批評家や知識人は自分たちの生産を転位させる試みが可能となるはずである。

サティーは、寡婦殉死の儀式として、ヒンドゥー教徒の寡婦が死んだ夫の火葬用の薪の上に登り、その上で自身を犠牲に供するが、インドのどこかで行われていた儀式ではなく、特定のカーストや階級に限られていたわけでもなかった。一般的には、イギリス人による寡婦殉死の儀式の廃止は「白人の男性が茶色い女性を茶色い男性から救い出している」事例の一つとして理解されており、白人の女性もそれに代わる解釈を与えてこなかった。これに対してインドの土着主義者の議論は、「失われた起源へのノスタルジア」のパロディであり、「女性は実際に死ぬことを欲した」とする。スピヴァクによれば、「白人の男性が茶色い女性を茶色い男性から救い出している」というセンテンスの歴史的起源は、善き社会の設立にあたって、女性の保護がシニフィアンになって儀礼が犯罪として定義し直された過程にある。他方、「女性は実際に死ぬことを欲した」というセンテンスの歴史的起源は、『ダルマ・シャーストラ』と『リグ・ヴェーダ』というヒンドゥーの古典にまで遡る。『ダルマ・シャーストラ』が典拠となって寡婦の自己犠牲が例外として認められるようになり、『リグ・ヴェーダ』が引き合いに出されてそれが強化された。さらにイギリス人による文法的誤りが重なり、サティーが寡婦の自己犠牲の儀式を指す固有名になった。そもそも sati という語は、普遍的精神が存在していることを指す sat という語の女性形で、良き妻という意味である。ところが、良き妻であることと夫の火葬用の薪の上で自己を犠牲に供することとの絶対的な同一視が女性により重いイデオロギー的な強制を課すようになった。つまり、サティーを廃止して善き社会を設立しようとするイギリス人によって女性が客体として構成され、さらにヒンドゥー側では主体として構成されたところで、二つのセンテンスが発せられたのである。

当初、スピヴァクは、1926年に北カルカッタでブヴァネーシュワリー・パッドリーという若い女性が自殺した事件を取り上げ、悲観的に「サバルタンは語ることができない」と述べていた。パッドリーの自殺はインド独立運動で政治的暗殺の任務を遂行することができなかったためであるが、許されざる妊娠による自殺だと周囲に受け止められないようにする形での自殺であった。スピヴァクは、サティーによる自殺に関する社会的なテキストの「サバルタン的な書き直し」としてパッドリーの自殺を調査したが、そのようには理解されなかった。ところが、スピヴァクは、自身の分析を歴史の物語として再考するなか、「われわれは他者の声を聴くことができる」と決定するリスクを冒さなければならないと主

張するようになる⁽¹⁰⁾。あるいは、みずからが共犯関係にあると気づくポストコロニアル理性批判のコペルニクスの転回に従って、サバルタンの声を聴くための可能性の条件は同時にサバルタンが語るための可能性の条件であるとも考えることもできるのではないか。

4. グローバル化時代における世界市民の自由

(1) カントの政治哲学における世界市民主義

では、同時にサバルタンが語るための可能性の条件であるべき、サバルタンの声を聴くための可能性の条件として、カントの世界市民主義は何を主張するのか。最後に筆者は、ハーバーマスの超越論哲学の変換とスピヴァクによる自由概念の脱構築に対して、カントの世界市民主義に従って応答することを試みる。

カントの世界市民主義は、現代の論争でもしばしば引き合いに出されるが⁽¹¹⁾、カントの哲学体系の内で明確に位置づけられているわけではない⁽¹²⁾。カントは、『永遠平和のために』では「世界市民法 (Weltbürgerrecht)」のもとで他国への訪問の権利を考え (Vgl. VIII, 357ff.)、『人倫の形而上学』の第一部「法論の形而上学的原理」(1797年)では「物理的な可能的相互作用 (physische mögliche Wechselwirkung)」⁽¹³⁾として民族が相互の交通を試みる権利を保障する世界市民法を公法の内に位置づけた (Vgl. VI, 352f.)。ところが、カントは、『永遠平和のために』では、一つの世界共和国という「積極的理念」に対して「戦争を防止して持続しながら絶えず拡大する連合」という「消極的代替物」のみが法を避ける敵意の傾向の流れを阻みうるとも主張した (Vgl. VIII, 354ff.)。世界市民法に従う世界市民という概念には世界共和国の制度化が前提となるはずであるが、カントはこれには必ずしも肯定的ではなかった⁽¹⁴⁾。もっとも、筆者の考えでは、カントの世界市民主義は、自然必然性に対する人間の自由として政治的な行為を導出し、世界市民的秩序が生じるようにする主体的構成契機を主張するところに見いだされる。そのさい、ハーバーマスが切り離したカントの公式の政治哲学から、世界市民主義を理解する必要がある。

カントは、『人倫の形而上学』の第一部「法論の形而上学的原理」では、次のように述べている。「(欠陥ある) 国家体制の変化はそれゆえ、ときおり必要となるであろうが——主権者自身によって改革 (Reform) を通じてのみなされうるのであって、国民によって、したがって革命 (Revolution) を通じてなされうるものではない。しかも、それが生じる場合に改革がかかわるのは執行権力のみであって、立法権力ではない」(VI, 321f.)。カントによれば、「国家 (civitas)」とは、「法的諸法則のもとでの一群の人間の合一」であり (Vgl. VI, 313)、法の支配の確立が目指される。ただし、「耐えがたいとされるような最高権力の濫用ですら、なおそれに耐えていかなければならない国民の義務」の根拠として、「最高の立法に対する国民の抵抗」はそれ自体で法則に反し、法則体制全体を破壊すると思えなければならない (Vgl. VI, 320)。このようにしてカントは、理念的な「根源的契約」と国民主権、共和制を原理とする政治哲学を展開し、私法と公法からなる法体系を考えた。要するにカントは、政治哲学では、

法の支配の確立を目指す主権国家を構想したが、そのさいに国民に抵抗権を認めなかったのである。

しかし、インゲボルク・マウスによれば、カントの政治哲学は、実定的な法内容の「正当化 (Rechtfertigung)」がこれに先行する手続き法の正当化に依存するという「再帰的正統化 (reflexive Legitimation)」の図式の内、実定法と自然法とを媒介するところに核心がある⁽¹⁵⁾。コペルニクスの転回と結びついた理性の「再帰性 (Reflexivität)」に従って、あらゆる確実性が事物から理性の内在的構造へと移し置かれるのみならず、「理性がはじめて構成し、理性の努力を要する将来の全仕事にとって拘束力があると説明するような方法」で理性が自己自身に立ち返る。理性の再帰性における「過程のなかへ介入する過程」という二つの分離独立した思考過程では、民主制法治国家における「制度化することの制度化 (Institutionalisierung des Institutionalisierens)」の再帰性が手続き関係の法治国家外的なアスペクトを構成し、合意形成の自由と平等という前提が立法手続きの民主主義内的なアスペクトを構成する。このようにしてカントは、単に消極的なものにすぎない抵抗権を自主的な形成による主権機能に取って代える自然法思想のコペルニクスの転回を考えた。

筆者の見るところ、「制度化することの制度化」における政治的制度化という一階の制度化と規範的正当化という二階の制度化では、規範的正当化に普遍性・平等性・相互性という構成契機があり⁽¹⁶⁾、「過程のなかへ介入する過程」として政治と道徳を媒介する政治的制度化の過程に対して普遍性・平等性・相互性と個性とを媒介する規範的正当化の過程を区別することができる。換言するならば、公法の超越論的定式に従って政治的制度化の過程のなかへ介入する規範的正当化の過程では、理性の公的使用に従って人間の普遍性・平等性・相互性を個別的な主体の内に求めることができる。カントによれば、公法の超越論的定式では、「他の人間の権利に関係するすべての行為は、その格率が公開性と一致しなければ、不法である」(VIII, 381)とされ、超越論的原理としては、「(その目的を逸しないために) 公開性を必要とするすべての格率は、法と政治に統一的に合致する」(VIII, 386)とされる。周知のように、理性の公的使用とは、「ある人が学識者として (als Gelehrter) 自分自身の理性を讀者世界の全公衆を前にして (vor dem ganzen Publicum der Leserwelt) 使用すること」であり、これに対して理性の私的使用は、「ある人がその人に任された市民的でないし公職の内で自分自身の理性を使用してよいこと」である (Vgl. VIII, 37)。自然法のコペルニクスの転回という着想のもと、抵抗権に代わって政治的制度化の規範的な過程に公法の超越論的定式が置かれるならば、公開性原理の前提として理性の公的使用によって「公共体全体の成員」としてのみならず「世界市民的社會の成員」としても議論する主体的な方向転換が法的空間を切り開くことができる (Vgl. ibid.)。カントは、『実用的見地における人間学』(1798年)では、次のように述べている。「エゴイズムに対立させられうるのは、複数主義のみである。すなわち、全世界を自分の内に包括するものとしてではなく、一人の単なる世界市民としてみずからを見なしたり振る舞ったりする考え方 (Denkungsart) である」(VII, 130)。したがって、ハーバーマスに対してカントの公式の政治哲学における世界市民主義の立場から、個別的な主体がみずからを多元的な世界における一人の世界市民として意識する世界市民的秩序の主体的構成契機を主張すべきとなる。

(2) ポストコロニアル理性批判のコペルニクスの転回

ここで筆者が強調したいのが、カントがコペルニクスの転回を「思考様式の革命 (Revolution der Denkungsart)」と表現したことである。カントは、『純粹理性批判』第二版の序文のよく知られた箇所では、次のように述べている (Vgl. BXff)。理性がみずから事象の内へと置き入れたものにしがって産み出すもののみを洞察する「思考様式の革命 (Revolution der Denkart)」を通じて、数学や自然科学の学としての進歩は果たされた。こうした変革こそ形而上学に求められているものであり、「純粹思弁理性の批判という仕事」の本質がまさにそこにある。さらにカントは、『たんなる理性の限界内の宗教』(1793年)の「善への根源的素質がその力を回復することについて」と題された第一編総注では、次のように述べている (Vgl. VI, 46f)。経験的性格として適法性にかかわる徳があくまで幸福の原理に従うのに対して、英知的性格として道徳性にかかわる徳は「心術における革命 (Revolution in der Gesinnung)」を通じて実現され、いわば新しい人間に生まれ変わるようなことである。みずから善い人間になるためには、「感じ方 (Sinnesart)」が変わっていくのは「漸進的な改革 (allmähliche Reform)」によるが、「考え方 (Denkungsart)」には革命が必然的かつ可能的である。このようにしてカントは、理論理性の批判によるコペルニクスの転回と、実践理性の批判による道徳性の実現とのいずれをも思考様式の革命と表現した。

他方、カントは、一八世紀ヨーロッパの社会状況を背景として、いわゆる国家組織の急進的ないし暴力的な変革にしばしば言及している (Vgl. VII, 87f, 92f; VIII, 24f, 29f; VIII, 372f)。政治革命に対するカントの態度は両義的であり、しばしばカントは歴史の進歩と政治革命とを結びつけている。そのなかでも特に目を引くのが、『啓蒙とは何か』での次の一文である。「革命によってなるほど個人の専制政治と利欲ないし支配欲による圧制からの離反はおそらく実現するが、思考様式の真の改革はけっして実現せず、古い先入観と同様に新しい先入観が思想なき大衆の習歩紐として用いられるであろう」(VIII, 36)。カントは、たとえ政治革命を経ても、大衆が先入観に左右されるのはその後も変わらないと考え、政治革命に対しては消極的な評価を下した。あるいはカントは、法の支配を確立する原理の観点から、政治革命よりも漸進的な改革を推奨したと受け止められるかもしれない。道徳性としての英知的性格へと向かう心術革命に対して、適法性としての経験的性格には感じ方の漸進的な改革がなされうとするのも、これと重なり合う。とすると、道徳性と適法性の区別を個人の内的な側面と外的な側面として捉えるならば、適法性にかかわる漸進的な改革が個人的な次元からそのまま社会的な次元へと移行し、さらに歴史的な次元にまで拡大されるというのが、カントの主張となるであろう。これを端的に示すが、カントの目的論的な進歩史観である⁽¹⁷⁾。

カントは、「世界市民的見地における普遍史の理念」では、次のように述べている。「人類の歴史は全体で、内的に——この目的のためにはまた外的にも——完全な国家体制を実現するための自然の隠された計画の遂行として見なしうるものであり、自然が人間性の内のすべての自然素質を完全に展開しうる唯一の状態である」(VIII, 27)。カントは、人間の自然素質を展開させる要因を「敵対関係 (Antagonismus)」

に見て取り、社会を形成しつつこれを分裂させる非社会的社交性という人間のアンビヴァレントな傾向から市民社会や国際社会に合法的な関係が実現していく過程を説明した。理性批判には歴史を思考する権限があるのかという根本的な問題はひとまず措こう。カントは、自然の意図に従って暴力的な政治革命や国家間の戦争状態が市民社会や国際社会を形成するとして、商業による自由の拡大という楽観的な見通しまで付け加えた⁽¹⁸⁾。カントは、素朴すぎる進歩史観のもと、抵抗権を認めない強い主権国家を構想し、ただ政治改革を期待するのみであったと考えざるをえないようにも思われる。

しかし、筆者の考えでは、カントの世界市民主義の政治哲学は、国家の暴力を容認する目的論的な進歩史観を説明したところではなく、個別的な主体がみずからを多元的な世界における一人の世界市民として意識する世界市民的秩序の主体的構成契機を主張すべきところに核心がある。自然法思想のコペルニクスの転回に従って、一人の人間の普遍性を内に含む個性性という前提のもと、理性の再帰性に基づく「過程のなかへ介入する過程」という二つの分離独立した過程が事実的な次元と規範的な次元とを区別する。換言するならば、理性の公共性として公法の超越論的定式が政治的制度化という過程のなかに介入する過程に置かれると同時に、理性の公的使用が主体の内では普遍的なものと個別的なものとを媒介する。コペルニクスの転回そのものは、理論理性の批判と実践理性の批判いずれの場合でも、思考様式の革命としての思考における自己の可能性の発見であった。したがって、個人は、規範的な過程として世界市民の観点から思考することを通じて、事実的な過程として政治的制度化へと主体的に関与する権利をみずからに認めなければならないことになる。カントは、『実践理性批判』の「純粹実践理性の原則の演繹について」では、次のように述べている。「感受的な（自然）法則に従う自然全体を形成するのは、なるほど私的傾向性であるが、しかしこれは純粹な実践的法則に従うわれわれの意志を通じてのみ可能となるような自然ではない。にもかかわらず、われわれは理性を通じて一つの法則を意識しており、あたかもわれわれの意志を通じて同時に自然秩序が生じなければならないかのように、すべてのわれわれの格率がこの法則のもとに従っている」（V, 44）。つまり、カントは、「私的傾向性」からなる自然法則の秩序と普遍的な「われわれの意志」による道徳法則の秩序とは異なるが、主観的な格率によって二つの秩序が媒介されると主張したのである。このようにしてカントの世界市民主義の政治哲学は、みずからを世界市民とする多元主義の立場から、世界市民的秩序が生じるようにする人間の自由の可能性を明らかにする。

ハーバーマスは、二〇世紀末の社会状況に対して、世界市民法が個々の政府を拘束する仕方で制度化され、自由かつ平等な世界市民のアソシエーションにおける直接的な成員資格を正当化するならば、世界の分裂からリスクを共有する共同体の結合へとグローバル化が進んでいくと示唆している⁽¹⁹⁾。ただし、そのさいには公法の超越論的定式に従って世界市民的秩序が実現する必要がある、理性の公的使用に従って誰もがみずからを世界市民として意識しなければならない。こうしてハーバーマスによる超越論哲学の変換から、道徳性の主体的構成契機として理性が法的空間を切り開き、これが国際関係にさえも影響を与えうるような場へと広がっていくと考えることができる。他方、スピヴァクによる自由概念の脱構築から、ネイティヴ・インフォーマントがみずからを世界市民として意識しなければならない限

り、みずからのテキストを道徳性に従って現象の体系の影響下に置いて現象を暴露すると考えることができる。したがって、世界市民として善き社会の設立における女性の抑圧を告発すると同時に寡婦殉死の伝統への回帰を退け、サティーによる自殺に関する社会的なテキストの「サバルタンの書き直し」を明らかにするところに人間の自由があることになる。ローカルな領域の隅々までに侵食するグローバル化の圧倒的な現実を前にして、あるいはそのような困難な状況だからこそ、世界市民として普遍的な理念を考えるみずからの可能性が一人ひとりの個人に開かれている。このように主張するのが、カントによる思考様式の革命としてのポストコロニアル理性批判のコペルニクスの転回に他ならない⁽²⁰⁾。

以上の考察によって本稿は、カントの哲学思想に従って、ネイティヴ・インフォーマントが世界市民としてサバルタンの声を聴く思考様式の革命を主張すべきことを明らかにした。アーレントが『純粹理性批判』と『実践理性批判』における人間のパースペクティヴから『判断力批判』における人々のパースペクティヴを切り離したのは正しい。もっとも、カントは一人の人間という概念における普遍性と個別性の両義性をそのまま受け入れたのであって、これを見落とした場合にカントの哲学思想から取り出されるのは法、政治と道徳の一元化による個人の抑圧か、あるいは相対主義によるグロテスクな懐疑的状况かである。むしろ、超越論哲学の変換と自由概念の脱構築を通過してもなお、ポストコロニアル理性批判のコペルニクスの転回に従って次のように言わなければならない。すなわち、人間の理性は、政治的には伝統と進歩いずれの野蛮をも禁止し、道徳的にはあらゆる文化を平等とする世界市民として人間が自由でありうる点で⁽²¹⁾、みずからの暴力を免れうる、と。

《注》

カントの著作からの引用や参照箇所については、慣例に従って『純粹理性批判』は第一版をA、第二版をBとして頁数を記し、他の著作はすべてアカデミー版の巻数と頁数を記した。

- (1) Hannah Arendt, *Eichmann in Jerusalem. A Report on the Banality of Evil*, revised and enlarged edition, Penguin Books, 1965, pp. 135-150. (『イェルサレムのアイヒマン——悪の陳腐さについての報告——』大久保和郎訳、みすず書房、1969年、107-118頁)
- (2) Hannah Arendt, *Lectures on Kant's Political Philosophy*, Edited and with an Interpretive Essay by Ronald Beiner, The University of Chicago Press, 1982, pp. 26f. (『カント政治哲学の講義』浜田義文監訳、法政大学出版局、1987年、35頁)
- (3) Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit. Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Mit einem Vorwort zur Neuauflage 1990, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1990, S. 178-195. (『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探究』細谷貞雄・山田正行訳、未來社、1994年、143-159頁)
- (4) Jürgen Habermas, *Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1983. (『道徳意識とコミュニケーション行為』三島憲一・中野敏男・木前利秋訳、岩波書店、1991年)
- (5) Jürgen Habermas, *Erläuterungen zur Diskursethik*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1991. (『討議倫理』清水多吉／朝倉輝一訳、法政大学出版局、2005年)
- (6) Ronald Beiner, *Political Judgment*, London: Methuen & Co. Ltd., 1983, pp. 25-30. (『政治的判断力』浜田義文監訳、法政大学出版局、1988年、35-42頁)
- (7) Gayatri Chakravorty Spivak, *A Critique of Postcolonial Reason. Toward a History of the Vanishing Present*, Harvard University Press, 1999, pp. 1-37. (『ポストコロニアル理性批判——消え去りゆく現在の歴史

- のために』上村忠男＋本橋哲也訳、月曜社、2003年、15-67頁)
- (8) この点については、次の文献を参照。牧野英二『「持続可能性の哲学」への道——ポストコロニアル理性批判と生の地平』、法政大学出版局、2013年、134-193頁。
- (9) Gayatri Chakravorty Spivak, “Can the Subaltern Speak?”, in: Cary Nelson and Lawrence Grossberg (eds), *Marxism and the Interpretation of Culture*, Urbana University of Illinois Press, 1988, pp. 271-313. (『サバルタンは語ることができるか』上村忠男訳、みすず書房、1998年) Cf. Spivak, *A Critique of Postcolonial Reason*, pp. 198-311. (前掲訳書、283-452頁)
- (10) この点については、次の文献を参照。上村忠男「得策ではなかった結語? 「サバルタンは語ることができるか」改訂版への熱いうちの覚え書」、『現代思想』7月号第27巻第8号、青土社、1999年、190-193頁。
- (11) 例えばアメリカにおけるコスモポリタニズムとパトリオティズムをめぐる論争がある。この点については、次の文献を参照。マーサ・C・ヌスバウム他『国を愛するということ——愛国主義の限界をめぐる論争』辰巳伸知／能川元一訳、人文書院、2000年。
- (12) カントの世界市民主義は、①認識論的ないし認知的意味、②道徳的意味、③文化的意味、④政治的、契約的、裁判的ないし法的意味、⑥商業的ないし経済的意味を区別することができる。Cf. Georg Cavallar, *Kant's Embedded Cosmopolitanism: History, Philosophy, and Education for World Citizens*, Kantstudien-Ergänzungshefte, Band183, Berlin/Boston: Walter de Gruyter, 2015.
- (13) カントは、『感性界と英知界の形式と原理』(1770年)では形而上学的実体の可能的な「相互作用(*commercium*)」を考えたが(Vgl. II, 409),『純粹理性批判』では現象的実体の力学的な「相互作用(*Wechselwirkung, commercium*)」と「場所的相互性(*communio spatii*)」とを区別するようになり(Vgl. A211ff./B256ff.), さらに『実践理性批判』では自由のカテゴリー表における関係のカテゴリーの一つとして自他の人格の相互作用を位置づけた(Vgl. V, 66)。カントが世界市民法について『永遠平和のために』では単に訪問の権利と述べていたのに対して、『人倫の形而上学』の第一部「法論の形而上学的原理」ではこれを「物理的な可能的相互作用」と表現して *commercium* と付すようになったところには、世界市民としての人格のあり方に対するカントの思索の変遷がうかがわれる。Cf. Pauline Kleingeld, *The Development of Kant's Cosmopolitanism*, in: Paul Formosa, Avery Goldman and Tatiana Patrone (ed.), *Politics and Teleology in Kant*, University of Wales Press, 2014, pp. 59-75; Cavallar, *ibid.*, pp. 49-75.
- (14) カントが世界共和国の構想を十分に展開しなかったところには、カントの世界市民主義の難点を指摘せざるをえない。Cf. Matthias Lutz-Bachmann, Kant's Idea of Peace and the Philosophical Conception of a World Republic, in: James Bohman and Matthias Lutz-Bachmann (ed), *Perpetual Peace. Essays on Kant's Cosmopolitan Ideal*, Cambridge: The MIT Press, 1997, pp. 59-77. (『カントの平和理念と世界共和国の法哲学的構想』舟場保之訳、ジェームズ・ボーマン、マティアス・ルッツ＝パッハマン編『カントと永遠平和——世界市民という理念について』紺野茂樹、田辺俊明、舟場保之訳、未来社、2006年、81-106頁)
- (15) Ingeborg Maus, *Zur Aufklärung der Demokratietheorie. Rechts- und demokratietheoretische Überlegungen im Anschluß an Kant*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1992, S. 148-175, S. 249-297. (『啓蒙の民主制理論——カントとのつながりで』浜田義文／牧野英二監訳、法政大学出版局、1999年、125-149頁、215-261頁) Vgl. Wolfgang Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit: Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie*, Berlin/New York: Walter de Gruyter, 1984, S. 215-232. (『自由の秩序——カントの法および国家の哲学——』舟場保之／寺田俊郎監訳、ミネルヴァ書房、2013年、266-280頁)
- (16) Vgl. Gerhard Schönrich, Institutionalisierung des Regelfolgens—der Ausgang aus dem semiotischen Naturzustand, in: U. Baltzer/G. Schönrich (Hg.), *Institution und Regelfolgen*, Paderborn 2002, S. 101-118. (『規則に従うことの制度化——記号論的自然状態からの脱却——』近堂秀訳、『——南山ゲルマニスティック——光環(CORONA)』第17号、2006年、163-187頁)
- (17) Vgl. Pauline Kleingeld, *Fortschritt und Vernunft. Zur Geschichtsphilosophie Kants*, Würzburg: Königshausen und Neumann, 1995.
- (18) カントが商業による自由の拡大を期待したところから、カントの世界市民主義の商業的ないし経済的意味を

強調する解釈もあるが、一面的である。Cf. Kleingeld, *The Development of Kant's Cosmopolitanism*, pp. 70-73; Cavallar, *ibid.*, pp. 51-55.

- (19) Jürgen Habermas, Kant's Idea of Perpetual Peace, with the Benefit of Two Hundred Years' Hindsight, in: Bohman and Lutz-Bachmann (ed), *Perpetual Peace*, pp. 113-153. (「二百年後から見たカントの永遠平和という理念」紺野茂樹訳, ボーマン, ルッツ=バッハマン編『カントと永遠平和——世界市民という理念について』, 108-163 頁)
- (20) Vgl. Michael Bösch, Globale Vernunft. Zum Kosmopolitismus der Kantischen Vernunftkritik, in: *Kant-Studien*, Berlin: Walter de Gruyter, 2007, S. 473-486.
- (21) Vgl. Gerhard Schönrich, Vernunft und kultureller Schematismus, in: *Kant in der Diskussion der Moderne*, hrsg.von Gerhard Schönrich und Yasushi Kato, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1996, S. 551-582. (「理性と文化的図式機能」加藤泰史・星揚一郎訳, 坂部恵／ゲアハルト・シェーンリッヒ／加藤泰史／大橋容一郎編『カント・現代の論争に生きる 下』, 理想社, 2000 年, 407-447 頁)

‘The Subaltern Woman’ und Kants Kosmopolitismus

KONDO Shu

Zusammenfassung

In der vorliegenden Arbeit geht es um die Bedeutung des Kosmopolitismus Kants in der heutigen Situation. Zur Ethik der Globalisierung trägt Kants Konzept bei, das uns allen durch die Revolution der Denkungsart die Möglichkeit des geöffneten Denkens gibt. Ingeborg Maus versucht aus der politischen Philosophie Kants, nicht Kants Konservativismus im Anschluss an den Regressionen des gegenwärtigen Demokratieverständnisses zu bemerken, sondern das Prinzip der Volkssouveränität abzuleiten. Maus rekonstruiert das philosophische System Kants mit dem Begriff der Reflexivität und weiter darin findet die politische Implikation. Daraus folgt: Im Konzept der Reflexivität der Vernunft, dass der »Prozess, der in den Prozess interveniert«, der ausdifferenzierte ist, können zwei differenzierte Prozesse als Prozesse auf der Ebene der Öffentlichkeit und der Allgemeinheit unter der ontologischen Voraussetzung für das Individuum verstanden werden. Also ist die transzendente Formel des öffentlichen Rechts in den Prozess auf der Ebene der Öffentlichkeit der Vernunft begründet, der in den Prozess auf der Ebene des politischen Institutionalisierens interveniert, während die Vernunft als das Allgemeine im einzelnen Subjekt erscheint. Das vernünftige Subjekt kann sich seiner selbst als eines Weltbürgers in der pluralistischen Welt bewusst sein und seine eigene Vernunft öffentlich gebrauchen, um ‘the subaltern woman’ zuzuhören.

Schlüsselwörter: the subaltern, Kosmopolitismus, Öffentlichkeit der Vernunft, Weltbürger